

社会福祉法人角田共育ち会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人角田共育ち会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬
 - (2) 非常勤の役員 報酬
- 2 評議員に対しては、定款第8条に基づき報酬は支弁しない。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員には、以下の金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の全理事及び監事の報酬総額は、年間700万円以内とする。
- 3 この法人の常勤役員の報酬月額及び退職慰労金は、別表1に定める額とする。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 5 評議員に対しては前条第2項に基づき報酬は支弁しないが、別表3に定める費用を弁償することができる。なお、本人による超過負担が発生した場合は、別途その分の実費相当分を支給する。
- 6 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(支給の方法)

第5条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員の報酬と費用弁償及び評議員の費用弁償は、会議開催の都度支払う。

(支給の形態)

第6条 報酬等は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった事項等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に細則で定めるものとする。

附 則

この規程は2019(令和元)年6月22日から施行する。

附 則

この規程は2023(令和5)年6月17日から施行する。

別表1(常勤役員の報酬等)

(1)月額報酬

役職名	月 額
理事長	497,000 円

別表2(非常勤役員の報酬)

(1)理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

(2)監事

	日 額
監事監査等への出席	3,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

別表3(評議員の費用弁償)

	日 額
評議員会等の会議への出席、法人業務に携わった時に支出した交通費、通信費、雑費等の諸経費相当として	3,000 円